



《会計・税務の知識》 個人型確定拠出年金

はじめに

今回は、平成29年1月より加入枠が拡大し、今後ますますの広がりが期待される確定拠出年金について、概要をまとめました。

1. 確定拠出年金とは？

国の年金制度は「賦課方式」を採用しており、現役世代の負担する保険料がそのまま高齢者の生活保障として支払われる仕組みとなっております。

それに対して確定拠出年金は「積立方式」を採用しており、自分自身の老後資金を自分で積み立て使う仕組みです。

少子高齢化の影響により、賦課方式の将来性が危ぶまれる状況にある現在、確定拠出年金制度の利用は今後広がっていくのではないかと考えられます。

2. 加入枠の拡大

3階		確定拠出年金	
2階	確定拠出年金	厚生年金	確定拠出年金
1階	国民年金	国民年金	国民年金
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

第1号被保険者：自営業者・学生・無職など

第2号被保険者：会社員・公務員など

第3号被保険者：専業主婦など

平成29年1月より、あらたに公務員及び第3号被保険者が加入できるようになりました。これにより現在は、基本的に誰でも確定拠出年金に加入することができます。

ただし、確定拠出年金は公的年金の上乗せ制度になるため、上記1階部分の国民年金保険料を納めていない方は加入することができません。

3. 確定拠出年金のメリット

- ①全額所得控除による節税効果
 - ②運用益が非課税
 - ③受取時には退職所得控除（一時金受領）や公的年金等控除等（年金受領）の税金計算上の優遇
- 老後資金の積み立てについて、確定拠出年金と定期預金の比較シミュレーションを行い、上記のメリットを具体的に見ていきたいと思います。

<前提>

- ・30年間の払い込み。一時金で受領
- ・月々の掛け金@2万円
- ・所得税率：10%
- ・平均利回り1%

①全額所得控除による節税効果

- ・所得税：24万円×10%=2.4万円
 - ・住民税：24万円×10%=2.4万円 ※所得割
- ⇒合計4.8万円(年間)お得。

②運用益が非課税

- ・定期預金利息の所得税(20%)：234,503円
- ⇒23.4万円お得。

③退職所得の税金計算上の優遇

- ・確定拠出年金は退職金扱いなので、1,500万円まで非課税で受取ができる。

①②③より、確定拠出年金の方が、約167万円お得になります。

4. コストと金融機関選び

確定拠出年金を利用するには金融機関に口座を開く必要があるため、手数料がかかります。上記の節税効果と、手数料を比較検討して、判断を行う必要があります。

金融機関選びのポイントとして下記の3点を挙げたいと思います。

①月々の口座管理手数料が安い

基本的には長期間の運用となるため、積み重なると大きな差になります。また、口座開設時や資産移換時にも手数料がかかります。

②商品のラインナップ

金融機関により取り扱っている商品の傾向などが異なりますので、ご自身の目的と照らし合わせて検討する必要があります。

③年金の受け取り方の選択ができるかどうか

金融機関によっては「一時払い」「年金払い」「併用」の選択ができないことがあります。受取金額あるいは他の退職金の状況によっては年金払いを組み合わせの方が節税になる場合があります。

終わりに

確定拠出年金の節税効果は非常に高いと思いますので、老後資産形成の1つとして活用してみたいかと思いますが、(担当：野村 堯正)